

4.平成19年度危険物安全週間の実施について

危険物に起因して発生する危険物施設事故や災害を未然に防ぐために、毎年6月の第二週を「危険物安全週間」として事業所のハード面の安全対策やヒューマンエラーを防ぐため、全国的に展開しています。

期間は平成19年6月3日（日）から6月9日（土）までの7日間です。

[詳しくは資料をご覧ください。\(PDF\)](#)
